三　債務保証業務等を行う場合を除くほか、支援業務（住宅確保要配慮者から対価を得て当該支援業務を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　当該住宅確保要配慮者の氏名及び住所

ロ　支援業務を行った年月日

ハ　支援業務の内容

ニ　支援業務の対価及び提供の条件に関する事項

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ支援法人において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第六十七条第一項の帳簿（次項において「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3　支援法人は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、当該帳簿に記載した支援業務に係る契約の終了の日から起算して五年を経過する日までの間、保存しなければならない。

（書類の保存）

第四十九条　法第六十七条第二項の支援業務に関する書類で国土交通省令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの又はこれらの写しとする。

一　保証委託契約の申請に係る書類

二　保証契約等に係る書類

三　弁済に係る書類

四　求償に係る書類

五　住宅確保要配慮者との間で締結した残置物処理等業務に係る契約に係る書類

六　残置物処理等業務に係る法第六十二条第五号の賃貸借契約の解除に係る書類

七　残置物処理等業務に係る法第六十二条第五号の動産の保管、処分その他の処理に係る書類

八　残置物処理等業務に要した費用の請求その他金銭の授受に係る書類

2　前項各号に掲げる書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ支援法人において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって当該書類に代えることができる。

3　支援法人は、第一項各号に掲げる書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、債務保証業務等に係る契約の終了の日から起算して五年を経過する日までの間、保存しなければならない。

（都道府県賃貸住宅供給促進計画の作成等の提案）

第五十条　法第七十一条第一項の規定により都道府県賃貸住宅供給促進計画の作成又は変更の提案を行おうとする支援法人は、その名称又は商号及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に当該提案に係る都道府県賃貸住宅供給促進計画の素案を添えて、都道府県に提出しなければならない。

2　前項の規定は、市町村に対する市町村賃貸住宅供給促進計画の作成又は変更の提案について準用する。この場合において、同項中「第七十一条第一項」とあるのは、「第七十一条第三項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）